

大阪柔整だより

ダイジェスト版

* 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について *

1. 改定率 0.68%

平成26年度における柔道整復療養費の改定率については、本年4月に予定されている消費税率の8%への引上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考)

今回の診療報酬の全体改定率	1.36%
平成元年：診療報酬の全体改定率	0.76% (柔整改定率 0.35%)
平成9年：診療報酬の全体改定率	0.77% (柔整改定率 0.43%)

2. 改定の内容

消費税対応についての診療報酬改定での対応（初再診料等の引き上げ）や、柔道整復療養費の前回の改定の方向性も踏まえ、消費税対応として、初検料及び再検料への上乗せを行う

(改正)

	現 行	引上額	改定後
初検料	1,335円	115円	1,450円
再検料	295円	25円	320円

3. 施行日

消費税の引き上げが本年4月1日に予定されていることから、同日の施行とする。

※ 平成26年4月1日より**生活保護**も健康保険と同様に料金を変更しています。

* 労災保険柔道整復師施術料金算定基準の改定について *

	現 行	改定後
初検料	2,360円	2,475円
再検料	350円	375円
包帯交換料（骨折等）	700円	720円
包帯交換料（捻挫等）	350円	360円

施行日 平成26年4月1日

新設保険者(設立日 H26年3月26日)

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
キリンビール健康保険組合 06132260 メルシャン健康保険組合 06133144	合併	キリンビール健康保険組合 06132260	H26年4月1日
社会保険病院健康保険組合 06132104 厚生年金事業振興団 健康保険組合 06133680	合併	地域医療機能推進機構 健康保険組合 06132104	H26年4月1日
東海興業健康保険組合 06136204	名称変更	東和システム健康保険組合 06136204	H26年4月1日

保険者名称	保険者番号
航空自衛隊作戦システム 運用隊司令(横田)	07130677

*** 労災申請時の費用請求書はダウンロードしたのもも使用できます ***

厚生労働省のホームページから「療養（補償）給付たる療養の費用請求書（柔整）」
 《業務害用・通勤災害用》の申請書をダウンロードしたのもも使用できます。

印刷の注意事項

- (1) 印刷に使用する用紙
 - ①大きさ：A4サイズ
 - ②厚さ・色：坪量67g/m²程度、白色度80%以上
 (一般的に「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で販売されているもの)
 - ③汚れ、曲がり、濡れ、破損、変色等がないこと。
- (2) 必ず「両面印刷」をすること。 ※のり付け、ホッチキス止めは不可。
- (3) 印刷の際は、「ページの拡大・縮小」、「ページの回転・中央配置」等の処理を行わないこと。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
専用用紙を使用する時と同様に、請求台帳と一緒に本会に提出して下さい。

<お知らせ>

労災保険給付請求書(療養補償給付たる療養の費用請求書)の用紙について、平成26年3月31日以降の請求の取扱い分から変更になっています。
 なお、当分の間、**旧請求書による請求も可能**です。

空き巣を取り押さえ 柔道整復師に感謝状

大阪市西淀川署

報道によると、大阪市西淀川区の民家に空き巣に入った男を追いかけ、取り押さえた大阪市東淀川区豊新の柔道整復師、西口和孝さん(35)に、西淀川署は3月24日、感謝状を贈った。西口さんは贈呈式で「何も考えず体が動いた」ととっさの出来事を振り返っていた。

同署によると、西口さんは3月5日午後3時20分ごろ、大阪市西淀川区姫島の自営業の女性(51)宅前の路上で、「泥棒」という女性の叫び声を聞いた後、現場で逃走する男を目撃。西口さんは約50メートルにわたり追いかけ、男の両腕をつかんで取り押さえた。駆けつけた署員が窃盗容疑で男を現行犯逮捕した。

男は取り押さえられる前、女性宅に侵入。家の中から現金約36,000円や商品金、ネックレスを盗んで外に出ようとしたが、女性がちょうど帰宅し、玄関で鉢合わせになったという。

西淀川署であった贈呈式では、西出博美署長が西口さんに感謝状を手渡した。西口さんは「男は凶器を持っていると思ったが、怖さはなかった」といい、「感謝状をいただくのは名誉なこと。子供たちの模範になれば」と話した。

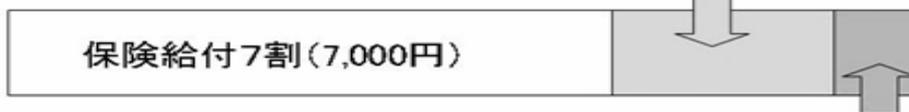
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。